

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位: 円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの金額 もしくは最低限の金額 (単位: 円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	支出の理由等 (会費の場合)	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその理由)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分		継続支出の 有無
厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療保障 制度掛金	75,600,000	-	平成31年 4月30日 令和元年 5月31日 6月28日 7月31日 8月30日 9月30日 10月31日 11月29日 12月27日 令和 2年 1月31日 2月28日 3月31日	医療の質の向上 及び地域医療連 携の促進に係る 医療情報収集に 必要なため	公財	国認定	特段の問題なし (産科医療補償制 度を運営する唯一 の公益法人であり、 分娩数に応じて掛 金を納めているもの である。当該支出は 産科医療補償制度 上必要不可欠なも のであるため。	有